

2023 年 3 月 11 日

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

日本精工株式会社

東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号

代表執行役社長 市井 明俊



日本精工株式会社（以下「当社」）は、2023 年 2 月 24 日付けで、当社の完全子会社である株式会社 ADTech（2023 年 4 月 1 日付けで NSK ステアリング&コントロール株式会社に社名変更予定。以下「ADTech」）との間で締結した当社を吸収分割会社、ADTech を吸収分割承継会社とする吸収分割契約に基づき、2023 年 4 月 1 日午後 11 時 59 分を効力発生日とし、販売／調達に関わる対外取引の権利義務（共同開発に関する契約、開発の受委託に関する契約、及びライセンス契約は除きます。）及び雇用契約以外の当社のステアリング&アクチュエータ本部の事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」）を行うこととしました。

本件吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法施行規則第 183 条第 1 号)

(1) 株式の数の相当性

ADTech は、本件吸収分割の対価として、同社の普通株式 2,000 株を当社に対して交付します。交付株式数は当社が ADTech の発行済み株式全株を保有していることを踏まえて当社と ADTech との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び資本準備金の額に関する事項の相当性

本件吸収分割により増加する ADTech の資本金及び資本準備金の額は、本件吸収分割後の当社の資本政策等を考慮し、以下のとおり決定したものであり、相当であると判断しております。

資本金 0 円

資本準備金 0 円

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（2022 年 3 月 31 日現在）

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の

会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の

会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本件吸収分割の効力発生日以後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれています。また、本件吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

従いまして、本件吸収分割の効力発生日以後における当社の債務についての履行の見込みがあると判断いたします。

(2) ADTech の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以後における ADTech の資産の額は、負債の額

を十分に上回ることが見込まれています。また、本吸収分割の効力発生日以後において、ADTech が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における ADTech の債務についての履行の見込みがあると判断いたします。

以上



吸収分割契約書

日本精工株式会社（以下「甲」という。）と株式会社 ADTech（以下「乙」という。）とは、本件承継対象事業（第 1 条に定義する。）に関して甲が有する権利及び義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、本件吸収分割の効力発生時点（第 7 条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲が営む自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部の事業（以下「本件承継対象事業」という。）に関して甲が有する第 3 条に定める権利及び義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本件吸収分割に係る分割会社たる甲及び承継会社たる乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 分割会社

商号：日本精工株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号

(2) 承継会社

商号：株式会社 ADTech

住所：東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号

第 3 条（承継対象権利義務）

乙が本件吸収分割により甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、効力発生時点において本件承継対象事業に属する、別紙「承継対象権利義務明細表」に定める権利義務とする。

第 4 条（対抗要件具備等及び費用負担）

1. 甲及び乙は、乙が承継する権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うこととする。
2. 前項に定める手続に要する費用（公租公課を含む。）の負担については、乙が負担するものとする。

第 5 条（本件吸収分割の対価）

乙は、本件吸収分割に際して、普通株式2,000株を発行し、本件吸収分割により承継する権利義務の対価として甲に割当て交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金）

本件吸収分割により増加する乙の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 0円

第7条（効力発生時点）

本件吸収分割がその効力を生ずる時点（以下「効力発生時点」という。）は、2023年4月1日午後1時59分とする。ただし、本件吸収分割に係る手続の進行等に応じて必要がある場合には、甲及び乙は、協議のうえ合意により、効力発生時点を変更することができる。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生時点までの間、善良な管理者の注意義務をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、自己の財産状態、経営状態その他将来の損益状況に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（吸収分割契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生時点までの間に、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は、本件吸収分割の条件の変更を要すると認められる事情が判明したときには、甲乙協議のうえ、合意により本契約を変更又は解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項のあるときは、本契約の趣旨に基づいて甲乙誠実に協議のうえ、合意により、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2023年2月24日

甲 日本精工株式会社

東京都品川区大崎一丁目6番3号

代表執行役社長 市井 明俊



乙 株式会社 ADTech

東京都品川区大崎一丁目6番3号

代表取締役社長 三好 修



別紙

承継対象権利義務明細表

1. 資産（子会社株式を除く。）
効力発生時点において存在し、甲が有している本件承継対象事業のみに係る一切の資産。
ただし、売掛金その他顧客又はサプライヤーに対する債権を除く。
2. 子会社株式
甲が効力発生時点において有している次の各子会社の株式
 - ・ NSK ステアリングシステムズ株式会社
 - ・ NSK Steering Systems America, Inc.
 - ・ NSK Steering Systems Morocco S.A.R.L
 - ・ 恩斯克汽車零部件有限公司（2023年3月1日付恩斯克投資有限公司を分割会社とする新設分割により同日付で設立予定）
 - ・ 東莞恩斯克轉向器有限公司
 - ・ Siam NSK Steering Systems Co., Ltd.
3. 債務
なし
4. 契約（雇用契約を除く。）
本件承継対象事業に属する契約その他本件承継対象事業のみに係る一切の契約上の地位。ただし、以下の契約についてのものを除く。
 - (1) 甲が、本件承継対象事業に関し顧客と締結する契約（共同開発、開発の委受託に関する契約及びライセンス契約を除く。）
 - (2) 甲が、本件承継対象事業に関しサプライヤーと締結する契約（共同開発、開発の委受託に関する契約及びライセンス契約を除く。）
5. 雇用契約
甲と本件承継対象事業に従事する甲の従業員との雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務は、本件吸収分割により甲から乙に承継しないものとする。
6. 知的財産権
効力発生時点において甲が保有する本件承継対象事業のみに関連する一切の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権。

7. 許認可等

効力発生時点において甲が取得している本件承継対象事業のみに関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

決算報告書

(FY21/第12期)

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

株式会社ADT e c h

東京都品川区大崎 1－6－3

日精ビル 1 3 F

貸借対照表

2022年3月31日現在

単位:千円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	925,893	流 動 負 債	658,910
現金 及び 預金	203	買掛金	233,832
売掛金	500,135	未払金	71,884
短期債権	414,668	未払費用	82,237
未収収益	248	未払役員報酬	1,004
貯蔵品	1,326	未払給与	63,539
前払費用	9,312	未払役員賞与	3,024
		未払賞与	169,112
		未払法人税	5,463
固 定 資 産	267,723	未払消費税	18,797
有形固定資産	66,867	未払事業税	9,960
建物附属設備	4,554	預り金	51
工具器具備品	62,312		
		固 定 負 債	33,865
		退職給付引当金	33,865
無形固定資産	80,001	負 債 合 計	692,775
ソフトウェア	79,996		
施設利用権	4	(純 資 産 の 部)	
		[株 主 資 本]	500,842
投資その他の資産	120,855	資 本 金	200,000
その他非流動資産	440	資 本 剰 余 金	200,000
その他の投資	49,516	資 本 準 備 金	200,000
繰延税金資産	70,897	利 益 剰 余 金	100,842
		その他利益剰余金	100,842
		繰越利益剰余金	100,842
		純 資 産 合 計	500,842
資 産 合 計	1,193,617	負債・純資産合計	1,193,617

損益計算書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

単位:千円

売 上 高	4,100,992
売 上 原 価	3,959,274
販売費及び一般管理費	62,533
営 業 利 益	79,185
営 業 外 収 益	859
経 常 利 益	80,044
税引前当期純利益	80,044
法人税、住民税及び事業税	27,193
当 期 純 利 益	52,850

売上原価の明細

単位:千円

	金 額	摘 要
1. 役 員 報 酬	—	
2. 従 業 員 給 与	721,417	
3. 従 業 員 賞 与	268,473	
4. 法 定 福 利 費	160,294	
5. 厚 生 費	29,834	
6. 役 員 退 職 慰 労 金	—	
7. 退 職 金	48,342	
8. 修 繕 費	34,573	
9. 水 道 光 熱 費	4,727	
10. 地 代 家 賃	119,321	
11. 減 価 償 却 費	86,305	
12. 消耗工具器具備品費	7,498	
13. 保 守 料	102,846	
14. 運 送 費	2,492	
15. 事 務 用 品 費	1,151	
16. 旅 費 交 通 費	11,013	
17. 通 信 費	6,889	
18. 交 際 費	—	
19. 租 税 公 課	27,913	
20. 雑 費	594,107	
21. 業 務 委 託 費	824,775	
22. 人 材 派 遣 料	889,188	
23. 固定資産除売却損	18,106	
合 計	3,959,274	

販売費及び一般管理費の明細

単位：千円

	金 額	摘 要
1. 役 員 報 酬	16,347	
2. 従 業 員 給 与	19,212	
3. 従 業 員 賞 与	4,646	
4. 法 定 福 利 費	4,935	
5. 厚 生 費	—	
6. 役 員 退 職 慰 労 金	351	
7. 退 職 金	989	
8. 修 繕 費	—	
9. 水 道 光 熱 費	—	
10. 地 代 家 賃	—	
11. 減 価 償 却 費	—	
12. 消耗工具器具備品費	—	
13. 保 守 料	—	
14. 運 送 費	—	
15. 事 務 用 品 費	—	
16. 旅 費 交 通 費	—	
17. 通 信 費	—	
18. 交 際 費	62	
19. 租 税 公 課	—	
20. 雑 費	—	
21. 業 務 委 託 費	—	
22. 人 材 派 遣 料	15,988	
合 計	62,533	

株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

単位: 千円

単位：千円

	株 主 資 本					株 主 資 本		評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	繰越利益剰余金				
前 期 末 残 高	200,000	200,000	—	—	105,991	—	505,991	—	505,991
当 期 変 動 額									
当期純利益					52,850		52,850		52,850
剰余金の配当					△58,000		△58,000		△58,000
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△5,149	—	△5,149	—	△5,149
当 期 末 残 高	200,000	200,000	—	—	100,842	—	500,842	—	500,842

[個別注記表]

2022年 3月31日現在

重要な会計方針に係る事項

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却方法
有形固定資産 建物附属設備：定額法
建物附属設備以外：定率法
無形固定資産 定額法
繰延償却資産 支出時に費用として計上しております。
3. 引当金の計上基準
退職給付引当金 従業員の退職給付に備える為、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 416,275 千円
2. 関係会社に対する金銭債権
(1) 親会社に対する短期金銭債権 914,803 千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
(1) 親会社への売上高 4,100,992 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の総数
普通株式 8,000株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額
2021年6月23日開催の株主総会において、次のとおり決議いたしました。
配当金の総額 58,000 千円
1株当たりの配当額 7,250 円
基準日2021年3月31日
効力発生日 2021年6月23日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
退職給付引当金	9,864 千円
未払賞与	52,708 千円
一括償却資産	3,051 千円
その他	5,273 千円
繰延税金資産合計	70,897 千円

関連当事者との取引に関する注記

親会社			(単位：千円)				
属性	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本精工 株式会社	被所有 直接100%	業務の受託 役員の兼務	業務の受託	4,100,992	売掛金	500,135
				貸付金の貸付	252,806	短期債権	414,668

1株当たりに関する注記

1株当たり純資産額	62,605円27銭
1株当たり当期純利益	6,606円35銭

重要な後発事象に関する注記

- 特になし

計算書類の附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

単位：千円

区 分	資産の種類	期 首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期 末 帳簿価額	減価償却累計額	償却 累計率
有 形 固 定 資 産	建物附属設備	18,755	—	11,936	2,264	4,554	33,269	88.0
	構 築 物	—	—	—	—	—	—	—
	機械及び装置	47	—	15	31	—	—	—
	車両運搬具	1,801	—	1,701	100	—	—	—
	工具器具備品	110,942	18,511	24,545	42,595	62,312	383,005	86.0
	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	計	131,547	18,511	38,199	44,992	66,867	416,275	
無 形 固 定 資 産	ソフトウェア	114,088	9,549	4,501	39,138	79,996	112,242	58.4
	施設利用権	4	—	—	—	4	—	—
繰 上 資 産	繰 上 資 産	—	—	—	—	—	—	—

2. 引当金の明細

単位：千円

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
役員賞与引当金	1,477	3,024	1,477	3,024
退職給付引当金	30,622	10,194	8,602	32,214
役員退職慰労引当金	1,299	351	—	1,650
修 繕 引 当 金	—	—	—	—

事業報告

2022年3月期（第12期）

自 2021年4月 1日

至 2022年3月31日

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

FY21（2022年3月期）は、第6次中期計画の最終年度であり、厳しいEPS事業環境の中、「EPSシステム/EEシステム/各コンポーネント仕様の再構築と最適化」という基本方針に基づき、ステアリング事業の売上／収益確保への貢献、コスト意識を高く持った製品開発の推進を目的として事業運営を行いました。

当事業年度の技術開発の成果は以下のとおりです。

■ 技術開発の進め方の変革、新たな取組みによる成果

- ・今後のEPSの安全性要求においては、アシスト機能を維持する構成が求められ、モータ等を2系統化してECUと一体化する構成が必要となってきています。この一体化構成をMCU(Motor Control Unit)と呼び、今期は、この設計を完了できました。この設計は、量産する予定としています。
- ・このMCU構成の設計は、部品の最適ミニマム化によるコスト低減が図れ、さらに、防水化/耐振動化の設計を適用して、今後製品化していく下流EPS用のMCUとして活用していく計画です。

■ 開発の経過と成果：競争力ある先行開発

- ・今期は、先行開発を実施しました。この先行開発成果は次の製品化設計に活かしていきます。

■ 案件適用の経過と成果：E/E資産を活用した受注、設計、量産化活動の最適化

- ・新規に受注したEPS案件の量産化活動を行い、量産設計を完了しました。

なお、今期は安全、コンプライアンス上の問題は発生しませんでした。毎月の安全衛生委員会活動と共に、コロナ対策として、在宅勤務体制整備や出張管理、入室者管理、感染者対応等を実施しました。

以上のような事業活動のもと、当事業年度の売上高は4,100百万円（対前期比223百万円の減収）、営業利益は79百万円（対前期比10百万円の減益）、経常利益は80百万円（対前期比10百万円の減益）、当期純利益は52百万円（対前期比6百万円の減益）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中において実施した設備投資額は33.4百万円であり、その内訳は次のとおりです。

なお、この設備投資資金につきましては、自己資金を充当しました。

■ 資産の内訳

工具器具備品	24.4 百万円
ソフトウェア	9.0 百万円

(3) 対処すべき課題

FY22（2023年3月期）は、MTP2026の初年度であり、4コアバリューを最優先とした上で、「売上／収益確保に向け、勝てるE/E製品の創出」を基本方針として、積極的な技術提案とコスト低減活動、開発効率の向上に取り組みます。

1) 製品の競争力向上：競争力あるE/E製品の創出を目指し、適用開発を推進します。

- ・競争力強化に向けた生産設計を図ります。
- ・品質確保と効率改善に向け、MBD(Model Base Design)、シミュレーション、HILS等の連携活用を図ります。
- ・[技術開発室]による先行開発をADTechで量産開発に適用していく、シームレスで効率的な開発を推進します。
- ・中長期のコスト競争力強化に向け、新たなEMSの調査と評価を実施します。

2) 量産製品開発と生産性向上：技術や製品の提案により新規案件を獲得し、受注した案件は確実に立ち上げます。

- ・受注に向けた活動、開発を推進します。
- ・開発プロセスの遵守、品質マネジメントシステムの完全履行を実施し、受注済み案件の製品開発を推進します。
- ・OEM別の要求対応、自動車サイバーセキュリティ規格への対応など、サイバーセキュリティ対応を行います。
- ・コア設計資産の活用やサプライヤの技術/製品の活用、外部オフショアの活用など、開発効率の向上と開発コストの低減に努めます。
- ・新たなハードウェア信頼性評価チームの設立により、評価品質と効率の向上を図ります。

(4)財産および損益の状況の推移

期別 区分	FY18(第 9 期) (2018.4～2019.3)	FY19(第 10 期) (2019.4～2020.3)	FY20(第 11 期) (2020.4～2021.3)	FY21(第 12 期) (2021.4～2022.3)
売上高 (百万円)	5,787	5,324	4,323	4,100
営業利益 (百万円)	56	197	89	79
経常利益 (百万円)	56	197	90	80
当期純利益 (百万円)	46	212	58	52
1 株当たり 当期純利益(円)	5,790.66	26,507.64	7,345.58	6,606.35
総資産 (百万円)	1,387	1,398	1,111	1,193
純資産 (百万円)	447	659	505	500
1 株当たり純資産額 (円)	55,895.70	82,403.34	63,248.92	62,605.27

(注)1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

1 株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。

(5)重要な親会社の状況

当社の親会社は日本精工株式会社であり、当社の議決権の 100%を保有しております。当社は親会社である日本精工(株)から委託を受けたステアリング&アクチュエータ向け電気電子システムの開発をしています。

(6)主要な事業内容

自動車関連部品の開発設計の受託

(7)主要な事業所

名称	所在地
本店	東京都品川区大崎 1-6-3 日精ビル 13 階
前橋事業所	群馬県前橋市鳥羽町 78
藤沢事業所	神奈川県藤沢市鵠沼神明 1-5-50

(8)従業員の状況 (2022 年 3 月 31 日現在)

従業員数	対前事業年度末増減
125 名	△8 名

(注) 従業員数は、親会社から当社への出向者でほぼ占められております。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行済株式の総数 8,000 株

(2)株主数 1 名

(3)大株主

株主名	当社への出資状況		当社の該当株主への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本精工株式会社	8,000	100.00	—	—

(注) 当社は、親会社である日本精工(株)から委託を受けたステアリング&アクチュエータ向け電気電子システムの開発をしています。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	三好 修	
取締役	矢部 秀樹	株式会社 ADTech ハードウェア設計部長 (兼)管理部長
取締役（非常勤）	宮田 慎司	日本精工株式会社 執行役 自動車事業本部 自動車技術総合開発センター ステアリング&アクチュエータ技術センター所長
監査役（非常勤）	大淵 重雄	日本精工株式会社 経営監査部長

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は2021年6月23日開催の取締役会で「業務の適正を確保する体制」の構築の基本方針を決議いたしました。当社は日本精工株式会社（以下、NSK という）のグループ会社の一員として、NSK と連携するとともに、当社を取り巻く経営環境の変化への対応を図りつつ、継続して内部統制の設備状況を点検し改善を図ります。

I. 次の各目的に適合するために必要な体制の整備に関する事項

- i. 業務の適正を確保すること
- ii. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保すること

II. 監査役の職務の執行に必要な事項

<基本方針>

1. NSK グループ会社としての業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

- (1) NSK グループ会社としての内部統制システムを整備するために、「NSK グループ経営規則」に適合した体制の整備を図る。
- (2) 「NSK グループ経営規程」及び「NSK グループ業務規程」の各種規程に則り、NSK の関係部門に対し、職務の執行に係る事項について、定期的に報告を行う。
- (3) NSK の監査部門から求められた場合には、訪問の受入れと当社監査役との連携による業務及び財産の状況についての調査へ対応する。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「NSK 企業倫理規則」及び NSK の「コンプライアンス規則」に則り、企業活動を行う上で、取締役及び使用人が遵守すべき普遍的な考え方並びにコンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項（組織、研修体制、内部通報制度等）を定め、取締役及び使用人の遵法意識の醸成を図るとともに、各社内規則の遵守を徹底することにより、内部統制の強化・充実に努め、取締役及び使用人による法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止する。特に、国内外の競争法については、NSK の「競争法遵守規則」の遵守を徹底させるとともに、継続的な教育・啓発活動の推進を通じて、競争法に関するコンプライアンスの意識を醸成させること等により、取締役及び使用人による競争法違反行為をより実効的に防止する。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関連する業務プロセスの検証を行い、合理的な保証を得られる体制を整備する。
- (3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（団体であると、個人であるとを問わない。）に対して断固たる姿勢を貫き、反社会的勢力からの不当、不法な要求に応じないことは勿論、取引関係を含め、反社会的勢力との関係を一切遮断して、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。さらに、「NSK 企業倫理規則」に記載された当該基本方針について社内への周知徹底を行う。加えて、警察その他外部専門機関等との連携を強化するとともに、NSK グループ会社の一員として組織的な対応をとることができるよう体制の整備を進める。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「NSK グループ経営規則」に従い、事業運営の原則、意思決定の仕組、事業リスクの継続的監視、業績目標及び管理に関して、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を定める規程の整備を図る。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、NSK の「リスク管理規則」に基づき、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現するため、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当会社のリスクを網羅的、総括的に管理するための体制構築を図る。
- (2) NSK の「リスク管理規則」に則り、定期的かつ必要に応じてリスクの状況を定められた報告ルートマップに従って NSK へ報告する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) NSK の「文書等の保存・管理規則」に則り、当社の文書等の保存・管理規定の整備を図る。
 - (2) NSK の監査部門から求められたときは、取締役の職務の執行に係る情報を閲覧に供する。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。
7. 前号の使用人について、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する使用人の異動発令及び懲戒等を行う場合には、事前に監査役の同意を得るものとする。
また、同使用人の人事評価に関して監査役は意見を述べることができる。
8. 監査役及び NSK 監査委員会への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会のほか、会議主催者の同意を得て、重要な会議に出席することができる。
 - (2) 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - (3) 取締役社長は、著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、その認識の有無については定期的に、及び当該事実が発生したと判断される場合は直ちにその内容を、監査役及び NSK 監査委員会に報告する。
 - (4) 取締役は、NSK と連携し内部通報制度の整備を図る。
 - (5) 取締役及び使用人は、監査役が当社の事業又は業務及び財産の状況の報告を求めた場合、若しくはその調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - (6) 前記(1)から(5)までに定められた内容又は手段による報告のほか、取締役、使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役及び NSK の監査委員会に報告を行うことができる。
 - (7) 報告の形式を問わず、監査役へ報告を行った者に対してその報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
 - (2) 監査役は、必要に応じて専門の弁護士、会計士等から助言を受けることができる。
 - (3) 監査役の職務の執行に関して生じる費用について、その請求に基づき、所定の方法に従って、前払又は、償還の手続きその他の費用又は債務の処理を適正かつ速やかに行う。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社では上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取組を行っております。

- ① 月に 1 回の定時取締役会を開催するほか、オペレーティングコミッティーを開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。なお当事業年度につきましては、取締役会を 12 回開催しております。
- ② 各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「業務分掌」、「職務権限規定」により明確化し業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。
- ③ 「NSK 企業倫理規則」及び NSK の「コンプライアンス規則」に則り、取締役・使用人が法令及び定款に則って行動するよう、e ラーニング等を通じて教育を実施したほか、オペレーティングコミッティー、安全衛生委員会を実施し、担当執行部門の管理運用状況を監督しております。
また NSK の「リスク管理規則」に則り、毎月、当社はリスク報告書を NSK へ報告しております。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」等の社内規定に定めるところにより適正に保存し、管理しております。
- ⑤ 監査役及び取締役は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。